

産業廃棄物収集運搬業許可証

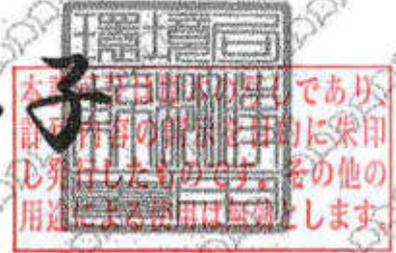
住所 東京都江戸川区船堀四丁目8番19号
氏名 株式会社K S J
代表取締役 今西 勇



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成27年 8月21日

許可の有効年月日 令和 4年 8月20日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん(石棉含有産業廃棄物を含む。)

(以上17種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 5月 10日 新規許可
平成 27年 8月 21日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区船堀四丁目8番19号

氏名 株式会社 K S J
代表取締役 今西 勇

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人

許可の年月日 令和4年6月14日

許可の有効年月日 令和11年5月21日

本許可証は原本の写しであり、許可内容の開示を目的に捺印し発行したものです。その他の用途による使用は無効とします。

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残さ、サ ゴムくず、シ 金属くず（自動車等破砕物を除く）、ス ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、セ 鋳さい、ソ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、タ 動物のふん尿、チ ばいじん

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成3年12月28日 更新許可

令和4年6月14日 更新許可（優良認定）

4. 積替え許可の有無 有・無

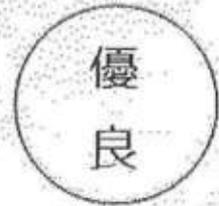
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

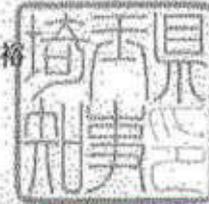


住所 東京都江戸川区船堀四丁目8番19号

氏名 株式会社 K S J
代表取締役 今西 勇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 平成27年 5月18日

許可の有効年月日 令和 4年 5月17日

本許可証は原本の写しであり、許可内容の開示を目的に朱印し発行したものです。その他の用途による使用は無効とします。

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱える産業廃棄物の種類

- 燃え殻
- 汚泥
- 廃油
- 廃酸
- 廃アルカリ
- 廃プラスチック類(*)
- 紙くず
- 木くず
- 繊維くず
- 動植物性残さ
- ゴムくず
- 金属くず
- ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)
- 鉱さい
- がれき類(*)
- 動物のふん尿
- ばいじん
- 以上17種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）の積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 3年 4月 1日	指令東環第2103号	新規許可
平成18年 1月31日	指令東環第39-180号	変更許可(種類の追加)
平成25年 9月18日	—	変更届(住所)
平成27年 5月18日	指令産廃第9-1558号	更新許可(優良認定)
令和 3年11月18日	—	変更届(住所)

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区船堀四丁目8番19号

氏名 株式会社K S J

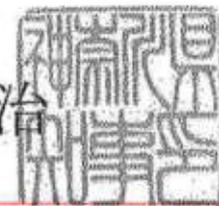


法人にあっては名称及び代表者の氏名 代表取締役 今西 勇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒岩 祐治



許可の年月日 令和 元年 5月 7日
(初回許可年月日 平成 4年 3月 31日)
許可の有効年月日 令和 8年 3月 30日

本許可証は原本の写しであり、許可内容の提示を目的に朱印し発行したものです。その他の用途による使用は無効とします。

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1）、鉱さい、がれき類（※1）、動物のふん尿、ばいじん

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新及び変更の状況

令和 3年11月19日 住所（変更前：東京都江戸川区船堀一丁目7番6号、変更後：東京都江戸川区船堀四丁目8番19号）
令和 元年 5月 7日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

許可番号 00801014228

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区船堀四丁目8番19号
 氏名 株式会社 K S J
 代表取締役 今西 勇
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)



本許可証は原本の写しであり、許可内容の明示を目的に捺印し発行したものです。その他の用途による使用は無効とします。

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であること
 第14条の2第1項

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和元年8月19日
 許可の有効年月日 令和8年6月3日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること) 積替え保管を除く: 燃え殻(*7)、汚泥(*5)(*7)、廃油(*5)、廃酸(*5)(*7)、廃アルカリ(*5)(*7)、廃プラスチック類(*1)(*3)(*5)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*1)(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*3)(*5)、鉄さび(*7)、がれき類(*3)、動物のふん尿、ばいじん(*7) 以上17種類
 (※) 記載品目については、(*1) 自動車等破砕物を除く、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*7) 水銀含有ばいじん等を除く

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし。

3. 許可の条件 特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
平成14年6月4日	新規許可	平成24年9月11日	更新許可(優良認定)
平成14年6月4日	更新許可	平成24年10月10日	変更届(代表者の変更)
平成17年7月14日	変更届(名称、住所の変更)	平成25年9月18日	変更届(住所の変更)
平成18年3月9日	変更許可	令和元年8月19日	更新許可(優良認定)
平成19年6月4日	更新許可	令和3年11月19日	変更届(住所の変更)

5. 積替え許可の有無 ~~有~~ 無
 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)
 市名 _____ 許可番号 _____

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考
 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都江戸川区船堀四丁目8番19号

氏 名 株式会社K S J

代表取締役 今西勇



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 平成29年12月11日

許可の有効期限 令和 6年12月10日

本許可証は複写の写しであり、
原簿の謄写を目的に発行
したものです。その他の
用途による使用は無効とします。

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

- ①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉄さい、⑮がれき類、⑯動物のふん尿、⑰ばいじん（以上17種類）

※⑥については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 7年12月11日	新規許可
平成12年12月11日	更新許可
平成17年12月11日	更新許可
平成20年 7月25日	変更許可
平成22年12月11日	更新許可
平成29年12月11日	更新許可

4 積替え許可の有無

有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

本許可証は原本の写しであり、
許可内容の開示を目的に発行
し発行したものです。その他の
用途による使用は認許とします。

許可番号 00900014228

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区船堀四丁目8番19号

氏名 株式会社 KSJ
代表取締役 今西 勇

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

本許可証は原本の写しであり、許可内容の開示を目的に複製し発行したものです。その他の用途による使用は無効とします。

栃木県知事

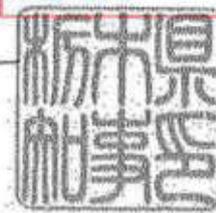
福田 京

許可の年月日

平成29(2017)年12月4日

許可の有効年月日

令和6(2024)年12月3日



1. 専業の範囲

(1) 営業の種類

収集・運搬(積替えを除く。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨)

① 積替えを除くもの。

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)
- ・飲さい
- ・がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)
- ・動物のふん尿
- ・ばいじん

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成 7(1995)年12月 4日
 変更届 平成11(1999)年 5月21日
 更新許可 平成12(2000)年12月 4日
 変更届 平成17(2005)年 7月12日
 更新許可 平成17(2005)年12月 4日
 変更許可 平成18(2006)年 3月 8日
 更新許可 平成22(2010)年12月 4日
 優良確認 平成24(2012)年 4月11日
 変更届 平成24(2012)年10月10日
 変更届 平成25(2013)年 9月18日
 更新許可 平成29(2017)年12月 4日
 変更届 令和 3(2021)年11月19日

代表者の変更による届出

名称及び住所の変更による届出

取り扱う産業廃棄物種類の追加による使用は無効とします。

代表者の変更による届出

住所の変更による届出

優良認定

住所の変更による届出

本許可証は原本の写しであり、
 許可内容の開示を目的に朱印
 し発行したものです。その他の
 追加による使用は無効とします。

5. 積替え許可の有無

有 無6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都江戸川区船堀四丁目8番19号

氏 名 株式会社K S J
代表取締役 今西勇



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者である

本許可証は原本の写しであり、許可内容の開示を目的に発行したものです。その他の用途による使用は無効とします。

福島県知事 内堀 雅雄



許可の年月日
許可の有効年月日

平成28年1月20日
令和5年1月14日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残さ⑪ゴムくず⑫金属くず⑬ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑭鉱さい⑮がれき類⑯動物のふん尿⑰ばいじん

（これらのうち右綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上17種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成13年1月15日	
変更届出年月日	平成17年7月9日	(法人名称及び住所の変更)
変更許可年月日	平成17年12月27日	福島県知事 第7001号 住居表示 届出 変更届出 許可 令和3年 1月15日 福島県知事 第7001号
更新許可年月日	平成18年2月3日	(有効期間 平成18年1月15日～平成23年1月14日)
更新許可年月日	平成23年1月26日	(有効期間 平成23年1月15日～平成28年1月14日)
変更届出年月日	平成24年10月11日	(代表者の変更)
変更届出年月日	平成25年9月18日	(住所の変更)
更新許可(優良認定)年月日	平成28年1月20日	(有効期間 平成28年1月15日～令和5年1月14日)
変更届出年月日	令和3年11月17日	(住所の変更)

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都江戸川区船堀四丁目8番19号
 氏 名 株式会社K S J
 代表取締役 今西 勇

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する目的に朱印と発行したものです。その他の用途による使用は無効とします。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 平成28年1月25日
 許可の有効年月日 令和4年12月25日

- 1 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）
 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、家畜ふん尿、ばいじん 以上17種類
 （これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。以下余白）
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 3 許可の条件
 なし
- 4 許可の更新又は変更の状況
 平成7年12月26日許可
 平成12年12月26日更新許可
 平成17年12月26日更新許可
 平成22年12月26日更新許可
 平成27年12月26日更新許可
 平成28年1月25日変更許可
 令和4年1月17日変更届（法人住所変更に伴い許可証書換え）
- 5 積替え許可の有無 有 ・ 無
- 6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 東京都江戸川区船堀四丁目8番19号
 氏名 株式会社K S J
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 今西 勇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事

長崎 幸太郎



この許可証は原本の写しであり、許可内容の提示を目的に発行したものです。その他の用途による使用は無効とします。

許可の年月日 平成 27 年 10 月 25 日

許可の有効年月日 令和 4 年 10 月 24 日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）（※）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）（※）、鉱さい、がれき類（※）、動物のふん尿、ばいじん 以上17種類（※印があるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。） 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成 7 年 10 月 25 日	新規許可
平成 12 年 10 月 25 日	許可の更新
平成 17 年 10 月 25 日	許可の更新
平成 17 年 12 月 16 日	事業範囲変更許可（汚泥の限定解除、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじんの追加）
平成 22 年 11 月 26 日	許可の更新
平成 27 年 12 月 1 日	許可の更新
令和 3 年 11 月 19 日	変更届（住所の変更）

5 積替え許可の有無

有 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 無

許可番号 2009014228

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都江戸川区船堀四丁目8番19号
氏 名 株式会社K S J
代表取締役 今西 勇



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿部 守一

許可の年月日 令和3年2月7日

許可の有効年月日 令和10年2月6日

本許可証は原本の写しであり、許可内容の提示を目的に朱印し発行したものです。その他の用途による使用は無効とします。

1 事業の範囲

取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)	積替 保管	※○：取扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石棉含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破砕物
燃え殻	—	—	—	—	
汚泥	—	—	—	—	
廃油	—	—	—	—	
廃酸	—	—	—	—	
廃アルカリ	—	—	—	—	
廃プラスチック類	—	—	—	—	
紙くず	—	—	—	—	
木くず	—	—	—	—	
繊維くず	—	—	—	—	
動植物性残さ	—	—	—	—	
ゴムくず	—	—	—	—	
金属くず	—	—	—	—	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	—	—	—	—	
鉱さい	—	—	—	—	
がれき類	—	—	—	—	
家畜ふん尿	—	—	—	—	
ばいじん	—	—	—	—	

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
・平成6年2月7日 新規許可
・令和3年2月7日 更新許可

5 県内の政令市（長野市・松本市）における積替え許可の有無 有 ・ ◎
市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ◎